

大河原町有害鳥獣被害対策事業補助金

1. 目 的

農業従事者がイノシシなどの鳥獣類による農作物の被害を未然に防止するため、田畑に侵入防止柵を新規に設置する場合の補助金です。

2. 対 象 経 費

対象となる防止施設は、**新規に設置**する電気柵、ワイヤーメッシュ柵等で、**資材の購入経費**で、**申請は1年度につき1回**です。

3. 補 助 金 の 額

資材費の1/2 又は 2/3 以内を補助します。(1,000 円未満は切捨てとなります)

なお、補助金の上限額は、農業従事者は 1 申請当り 200,000 円で、農業を営む法人及び農業従事者で組織する団体 (3 戸以上の連たん地) は、1 申請当り 400,000 円です。

4. 申請の手続き

(1) 申請に必要なもの

①補助金交付申請書 ②事業計画書・収支予算書
③柵を設置する位置図 ④資材価格の見積書 ⑤柵設置前の状態がわかる写真

(2) 提 出 期 限 **年度内に事業が完了するよう余裕を持ってご提出ください。**
なお、**予算上限に達し次第、申請の受付を終了**します。

(3) 申請書の提出先 大河原町農政課

5. 補助金手続きの流れ

